提供先21~57	
提供先21	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項40
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先22	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項42
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先23	厚生労働大臣
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項48
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を
本人の範囲 ⑥提供方法	有する者 [O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法 律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項54
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する 措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先25	都道府県知事等
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項57
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先26	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項58
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
1/2/1/2012	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法
①法令上の根拠	律第27号) ·第19条第7号 別表第2 項59
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先28	市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項61
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	5) 1,000万人以上 本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先29	市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項62
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先30	都道府県知事
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項63
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令 で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を
本人の範囲	有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先31	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項64
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便 宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先32	都道府県知事等
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項65
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先33	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項66
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先34	都道府県知事等
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項67
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法 律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先35	市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項70
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項71
②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる	5) 1,000万人以上 本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を
を 本人の範囲 ⑥提供方法	有する者 [O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先37	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項74
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先38	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項80
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先39	厚生労働大臣
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項84
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	「〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先40	都道府県知事等
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項87
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先41	厚生労働大臣
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項91
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項92
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先43	市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項94
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項97
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報 <選択肢>
④提供する情報の対象となる 本人の数	、選が成ノ 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項101
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []プラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先46	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項102
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先47	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項103
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料そのも他徴収金の徴収 又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年 法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者 年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先48	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項106
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項107
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先50	都道府県知事又は市町村長
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法
①法令上の根拠	律第27号) ·第19条第7号 別表第2 項108
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を
本人の範囲	有する者
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項113
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項114
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。

提供先53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法
①法令上の根拠	律第27号) - 第19条第7号 別表第2 項115
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
	<選択肢>
○	1) 1万人未満
④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満
本人の奴	3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1.000万人未満
	5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を
本人の範囲	有する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[]モナルール []モナ北្球珠体(ノブツンエアモリを味べ。)
	[]その他()
⑦時期•頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異
少时期 强反	動分については、月2回の変更通知時に実施する。
49 W 4	
提供先54	市町村長 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法
①法令上の根拠	律第27号)
	・第19条第7号 別表第2 項116 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に
②提供先における用途	関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
	<選択肢>
④提供する情報の対象となる	1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満
本人の数	3) 10万人以上100万人未凋 3 2 10万人以上100万人未凋 3 10万人以上100万人未满
7.7.0734	4) 100万人以上1,000万人未満
	5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を
本人の範囲	有する者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他()
	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
⑦時期·頻度	※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異
	動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先55	厚生労働大臣
IL IX 78 C C	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法
①法令上の根拠	律第27号) 第18条第18 BILL 第2 5 5 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6
	・第19条第7号 別表第2 項117 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務
②提供先における用途	十五王
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
	<選択肢>
@+B##_+_7!++B_=_!_5	1) 1万人未満
④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満
个八い奴	3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
	4) 100万人以上 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を
本人の範囲	有する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]フラッシュメモリ []紙 []その他()
今 吐物,梅萨	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
⑦時期·頻度	※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
	700
	<u> </u>

提供先56	都道府県知事
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2 項120
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるも の
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
	<選択肢>
	1) 1万人未満
④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満
	3) 10万人以上100万人未満
	4) 100万人以上1,000万人未満
	5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
创起层为 为	[]フラッシュメモリ []紙
	[]その他()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異 動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先57	国税庁
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号
②提供先における用途	所得税の適切な課税を行うため
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
	<選択肢>
	1) 1万人未満
④提供する情報の対象となる	[10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満
本人の数	3) 10万人以上100万人未満
	4) 100万人以上1,000万人未満
	5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を 有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
6提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]フラッシュメモリ []紙
	[O]その他(eLTAX)
⑦時期·頻度	扶養是正データを7月以降随時作成し国税庁へ提供する。